

資料 8

日本学術会議栄誉会員について

日本学術会議会則（平成 17 年日本学術会議規則第 3 号）及び日本学術
会議栄誉会員規程（平成 23 年 9 月 1 日日本学術会議第 133 回幹事会決定）
に基づき、以下の先生方に対して、日本学術会議栄誉会員の称号を授与す
ることといたしました。

大村 智 先生

大隅 良典 先生

本庶 佑 先生

吉野 彰 先生

眞鍋 叔郎 先生

（令和 4 年 4 月 1 日付）

日本学術会議会長 梶田 隆章

(参考) 日本学術会議栄誉会員 (Honorary Member of SCJ) 一覧

令和4年4月現在

氏名	所属・役職	授与日
江崎 玲於奈 (Leo Esaki)	横浜薬科大学長、筑波大学名誉教授	平成23年12月
本庶 佑 (Tasuku Honjo)	京都大学名誉教授、京都大学大学院医学研究科附属がん免疫総合研究センター・センター長、京都大学高等研究院副院長・特別教授、公益財団法人先端医療振興財団理事長	令和4年4月
小林 誠 (Makoto Kobayashi)	名古屋大学特別教授、高エネルギー加速器研究機構特別名誉教授、日本学術振興会学術システム研究センター所長	平成27年10月
李 遠哲 (Yuan Tseh Lee)	国際科学会議(ICSU)前会長、日本学士院客員	平成27年10月
眞鍋 淑郎 (Syukuro Manabe)	プリンストン大学客員研究員、独立行政法人海洋研究開発機構顧問	令和4年4月
大村 智 (Satoshi Omura)	北里大学特別名誉教授、米国ウェスレーヤン大学マックス・ティシュラー名誉教授、中国瀋陽薬科大学名誉教授、中国医学科学院名誉教授、中国暨南大学名誉教授	令和4年4月
大隅 良典 (Yoshinori Osumi)	東京工業大学名誉教授、東京工業大学科学技術創成研究院細胞制御工学研究センター特任教授	令和4年4月
鈴木 章 (Akira Suzuki)	北海道大学名誉教授	平成27年10月
利根川 進 (Susumu Tonegawa)	マサチューセッツ工科大学教授、理化学研究所脳科学総合研究センターセンター長	平成27年10月
吉川 弘之 (Hiroyuki Yoshikawa)	国立研究開発法人科学技術振興機構特別顧問、東京大学名誉教授	平成23年12月
吉野 彰 (Akira Yoshino)	九州大学グリーンテクノロジー研究教育センター訪問教授・名誉教授、技術研究組合リチウムイオン電池材料評価研究センター理事長、名城大学大学院理工学研究科教授・特別名誉教授、産業技術総合研究所フェロー兼エネルギー・環境領域ゼロエミッション国際共同研究センター長	令和4年4月

※名字 (Last name) のアルファベット順に掲載

○日本学術会議会則（平成 17 年日本学術会議規則第 3 号）（抄）

（栄誉会員）

- 第三十五条 学術会議は、国内外における卓越した研究又は業績がある科学者その他の学術の発展に著しい貢献をしたと認められる科学者に対し、日本学術会議栄誉会員（以下「栄誉会員」という。）の称号を授与することができる。
- 2 栄誉会員は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。
 - 3 前各項に定めるもののほか、栄誉会員に関する事項は、幹事会が定める。

○日本学術会議栄誉会員規程（平成 23 年 9 月 1 日日本学術会議第 133 回幹事会決定）

（称号の授与）

第 1 条 日本学術会議会則第 35 条に定める日本学術会議栄誉会員（以下「栄誉会員」という。）の称号については、以下に定める要領に従って授与するものとする。

- (1) 栄誉会員の称号は、次の各号のいずれかに該当する科学者（現に会員又は連携会員である者を除く。）に対し、授与することができる。
 - 一 日本学術会議の活動に多大な寄与をなし、日本の学術の発展に著しい貢献をした科学者
 - 二 ノーベル賞その他の学術的栄誉を受けるなど卓越した研究若しくは業績がある科学者
 - 三 日本の科学者コミュニティの国際的発展に著しい貢献をした科学者
- (2) 栄誉会員選考の手順は以下のとおりとする。
 - 一 会長は、栄誉会員の称号に適した科学者の候補者名簿を作成し、幹事会に提出する。
 - 二 前号の名簿の作成に際し、各部及び各機能別委員会は、栄誉会員の称号に適した科学者を理由を付して会長に推薦することができる。
 - 三 幹事会は、栄誉会員候補者名簿に基づき、栄誉会員の候補者を決定する。
 - 四 会長又は会長が指名する会員は、幹事会決定後速やかに、当該者に対し、栄誉会員の称号の受諾意思を確認し、会長は、当該者に栄誉会員の称号受諾の意思がある場合には、栄誉会員の称号を授与するものとする。

（活動）

第 2 条 日本学術会議は、日本学術会議会則第 35 条第 2 項の規定に基づき、栄誉会員に対し、委員会、分科会、小分科会及び小委員会の審議に協力するよう求めることができる。この場合においては、求めに応じ協力する栄誉会員を特別委員と称するものとする。